

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇告 示 土地改良区の役員住所の変更 (農村整備課)
土地改良事業の認可 ()
- ◇告 示 土地改良区域の変更 (道路課)
県道の供用の開始 ()
- ◇公 告 猟銃等の取扱に関する講習会の開催 (生活保安課)
- ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施 (三件) (管理課)

告 示

鳥取県告示第四百三十九号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年七月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

理事	宮本 定男
変更前	岩美郡福部村大字細井一〇六三
変更後	岩美郡福部村大字細川二一九二一

鳥取県告示第四百四十号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業 (基盤整備促進事業上細見地区区画整理) を平成十一年六月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十一年七月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第四百四十一号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年七月二日から二週間鳥取県土木部道路課 (鳥取市東町一丁目三〇) において一般の縦覧に供する。

平成十一年七月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	変更前	八頭郡用瀬町大字鷹狩字宮ノ元五 一〇一二地先から同郡河原町大字 和奈見字五反田六七一地先まで	三・一	六七四・〇
	変更後		五・六	

鷹狩渡一木線	変更後	八頭郡河原町大字鷹狩字宮ノ元 五一〇―二地先から同郡河原町 大字和奈見字五反田三五二―一 地先まで	三・一 五・六	六四七・〇
	変更後	八頭郡河原町大字釜口字堰下夕 三四六―二地先から同町大字和 奈見字五反田六七―一地先まで	一・一・七 三六・〇	三三〇・〇

鳥取県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり
県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年七月二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一
丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年七月二日

鳥取県知事 片 山 善 雄

路線名	区 間	供用開始の期日
鷹狩渡一木線	八頭郡河原町大字釜口字堰下夕三四六―二地先 から同町大字和奈見字五反田六七―一地先まで	平成十一年七月二日

公 出

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第
1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いいに関する講習会を次のとおり開催する。

平成11年7月2日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分	種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成11年8月4日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、 黒坂の各警察署の管内に 居住する者
		平成11年8月31日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村の各警察署の管内に 居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公
安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

調 達 公 告

- (1) 講習受講手数料 2,700円
- (2) 納付方法
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 筆記用具及び印鑑

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年7月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 一般県道上大立大栄線地方特定道路整備工事 (特改一種) 辰ヶ口橋 (上部工)
- (2) 工事場所 倉吉市上福田
- (3) 工事内容
 本件工事は、一般県道上大立大栄線の橋りょう上部工 (L=43.0m、W=12.25m) を製作し、架設する工事である。
- (4) 工事の詳細
 橋りょう上部工製作及び架設
 設計荷重：B活荷重
 上部工型式：ポストテンション方式単純T桁橋

橋 長：43.00m
 径 間 長：41.85m
 幅 員：全体 W=12.25m
 (内訳 車道=3.00m×2、歩道=3.5m)

平面線形：直線橋 斜角60° (左岸) 斜角83° 40' (右岸)
 架設工法：併用架設工法

- (5) 工期 平成11年8月から平成12年3月20日まで
- (6) 予定価格 145,797,750円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件
 - ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工とする。
 - イ 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名による自主結成によるものとする。
 - ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。
 - エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。
 - オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。
- (2) 共同企業体の構成員共通の資格
 - ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (土木一式工事) の許可を受けていること。
 - ウ 平成10年7月鳥取県告示第492号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

<p>エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果における土木一式工事の総合評点が960点以上であること。</p> <p>オ 平成11年7月2日(金)から同月12日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>カ 平成11年4月1日(木)からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。</p> <p>キ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ク(ア) 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>ク(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ク ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。</p> <p>イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上の者で、プレストレスト・コンクリート工事を主な受注工事としているもの(一般土木工事とプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高に対するプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高の比率が直近の過去5営業年度の平均で50%以上の者をいう。)であること。</p> <p>ク ア 平成2年度以降に、PC橋(道路橋に限る。)上部工の^骨製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があるこ</p>	<p>と。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>エ (2)のキにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成2年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間 平成11年7月2日(金)から同月12日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所 (1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されるときは限らない。</p>
---	--

- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年7月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 主要地方道西伯根雨線広域ネットワーク形成事業 (西伯町) (東上1号橋上部工)
- (2) 工事場所 西伯郡西伯町大字東上
- (3) 工事内容 本件工事は、主要地方道西伯根雨線の橋りょう上部工 (L=199.0m、W=10.0m～10.5m) を製作し、架設する工事である。なお、橋脚の地上部の高さはおおむね21.0mから39.0mである。
- (4) 工事の詳細 橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：3径間連続鋼非合成箱桁橋

橋 長：L=199.0m

支 間 長：61.0m+75.0m+61.0m

幅 員：全体 W=10.0m～10.5m

(内訳 車道=3.00m×2、堆雪幅=1.5m×2)

平面線形：曲線 (R=110、A=65)～直線～曲線 (A=75、R=160)

架設工法：トラツクレーン工法 (ベント工法)

(5) 工期 平成11年8月から平成12年12月25日まで

(6) 予定価格 706,956,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (鋼構造物工事) の許可を受けていること。

(3) 平成10年7月鳥取県告示第492号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における鋼橋上部工事の総合評価が1、150点以上であること。

(5) 平成11年7月2日(金)から同月13日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成11年4月1日(木)からおいて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立て

<p>が行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。</p> <p>(7) 平成2年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している連続鋼箱桁橋（道路橋に限る。）上部工の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>(8) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ア 平成2年度以降において同種工事の現場経験を有する者であること。</p> <p>イ 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成11年7月2日(金)から同月13日(火)までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料を次により提出するものとする</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p>	<p>(3) 技術資料の審査</p> <p>提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち最低の価格をもつて入札をした者を落札者として定めることとする。</p> <p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成11年7月2日</p> <p>鳥取県知事 片 山 善 博</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 朝綱ダム付替町道工事（橋りょう上部工）</p> <p>(2) 工事場所 西伯郡会見町大字鶴田</p>
---	--

- (3) 工事内容
 本件工事は、朝綱ダムの建設に係る町道池野線付替工事の橋りょう上部工（L＝110.3m、W＝7.00m）を製作し、架設する工事である。なお、橋脚の地上部の高さはおおむね20.4mから24.0mである。
- (4) 工事の詳細
 橋りょう上部工製作及び架設
 設計荷重：B活荷重
 上部工型式：4径間連結ボストレンション方式PCT橋（桁橋）
 橋 長：L＝110.30m
 支 間 長：27.35m＋27.35m＋27.35m＋27.35m
 幅 員：全体 W＝7.00m
 （内訳 車道＝2.75m×2）
 平面線形：直線橋 斜角60°（左岸）
 架設工法：クレーン架設工法
- (5) 工期 平成11年8月から平成12年3月20日まで
- (6) 予定価格 183,151,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 2 技術資料等の提出ができる者
 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- (1) 共同企業体に関する条件
 ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。
 イ 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名による自主結成によるものとする。
 ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。
 エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

- オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。
- (2) 共同企業体の構成員共通の資格
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。
- ウ 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づき入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
- エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る、以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が960点以上であること。
- オ 平成11年7月2日（金）から同月13日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。
- カ 平成11年4月1日（水）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- キ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- ク 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- ク 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (3) 共同企業体に代表者の資格
- ア 入札参加資格のうち、プレストレス・コンクリート工事に係るものを有する

<p>こと。</p> <p>イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上の者で、プレストレスト・コンクリート工事を主な受注工事としているもの（一般土木工事とプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高に対するプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高の比率が直近の過去5営業年度の平均50%以上の者をいう。）であること。</p> <p>ウ 平成2年度以降に、P.C橋（道路橋に限る。）上部工の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>エ (2)のキにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成2年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>イ 交付期間及び時間</p> <p>平成11年7月2日(金)から同月13日(火)までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>ロ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法</p>	<p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。</p>
--	--